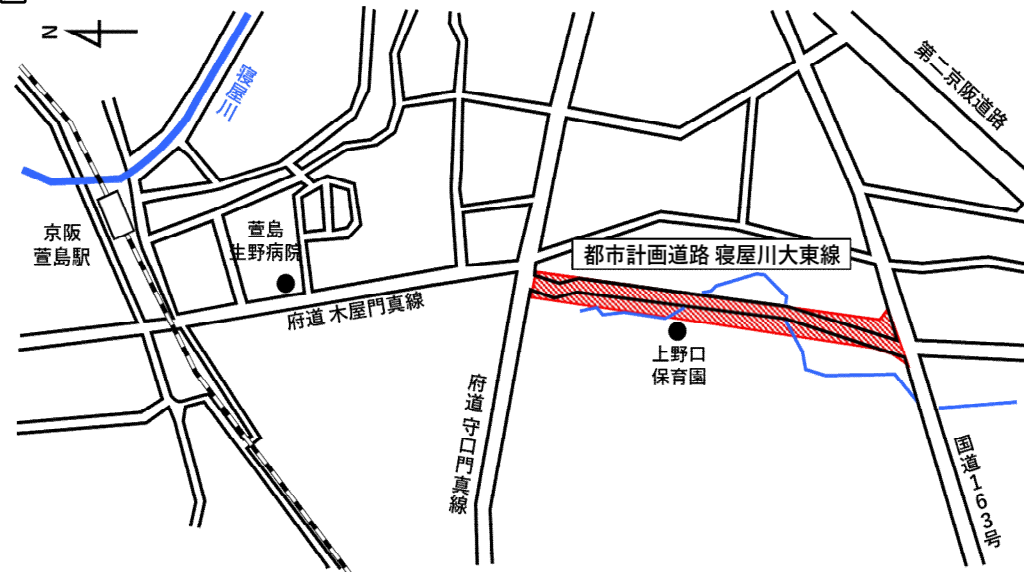


都市計画道路 寝屋川大東線
事業概要

令和5年7月

大阪府枚方土木事務所

○ 位置図



○ 事業概要

(1) 目的

- ① 広域緊急交通路である国道1号と第二京阪道路を接続することにより、広域的な幹線道路ネットワークの形成及び防災機能の強化を図ります。
- ② 慢性化している北河内地域の交通渋滞の解消、交通安全の確保を図ります。

(2) 都市計画決定

- 〈計画決定〉 昭和43年5月20日（建設省告示第1475号）
- 〈変更決定〉 昭和47年8月7日（大阪府告示第1056号）
- 〈変更決定〉 平成2年4月16日（大阪府告示第540号）
- 〈変更決定〉 平成17年8月9日（大阪府告示第1512号）

(3) 事業認可の概要

- 令和5年4月14日（近畿地方整備局告示第95号）
- 令和5年4月26日（大阪府告示第554号）

施行者 大阪府

都市計画事業の種類と名称

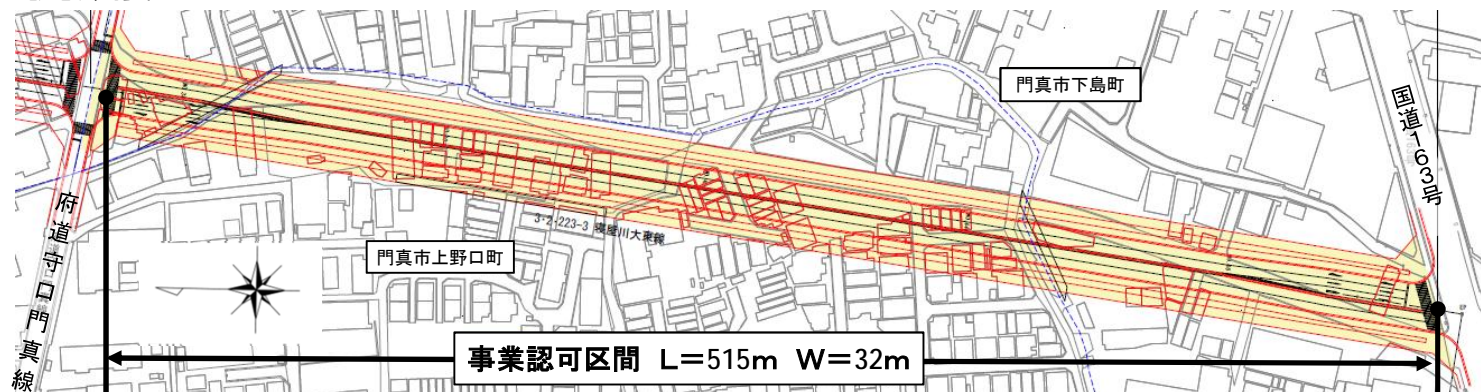
東部大阪都市計画道路事業3・2・223-3号 寝屋川大東線

事業地 門真市上野口町及び下島町地内

事業概要 延長 515m 幅員 32m 車線数 4車線

事業期間 令和5年4月14日から令和13年3月31日まで

○ 設計概要図

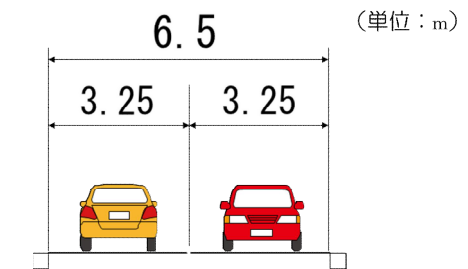


○ 計画工程表

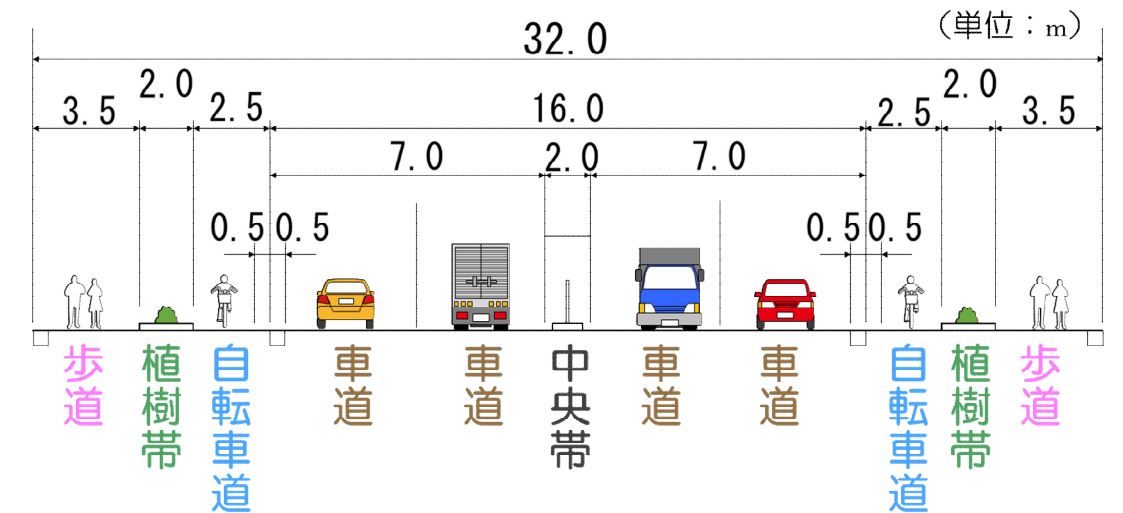
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
測量設計	■							
用地取得 物件補償		■						
街路築造工事 舗装工事					■			

○ 標準断面イメージ図

現況



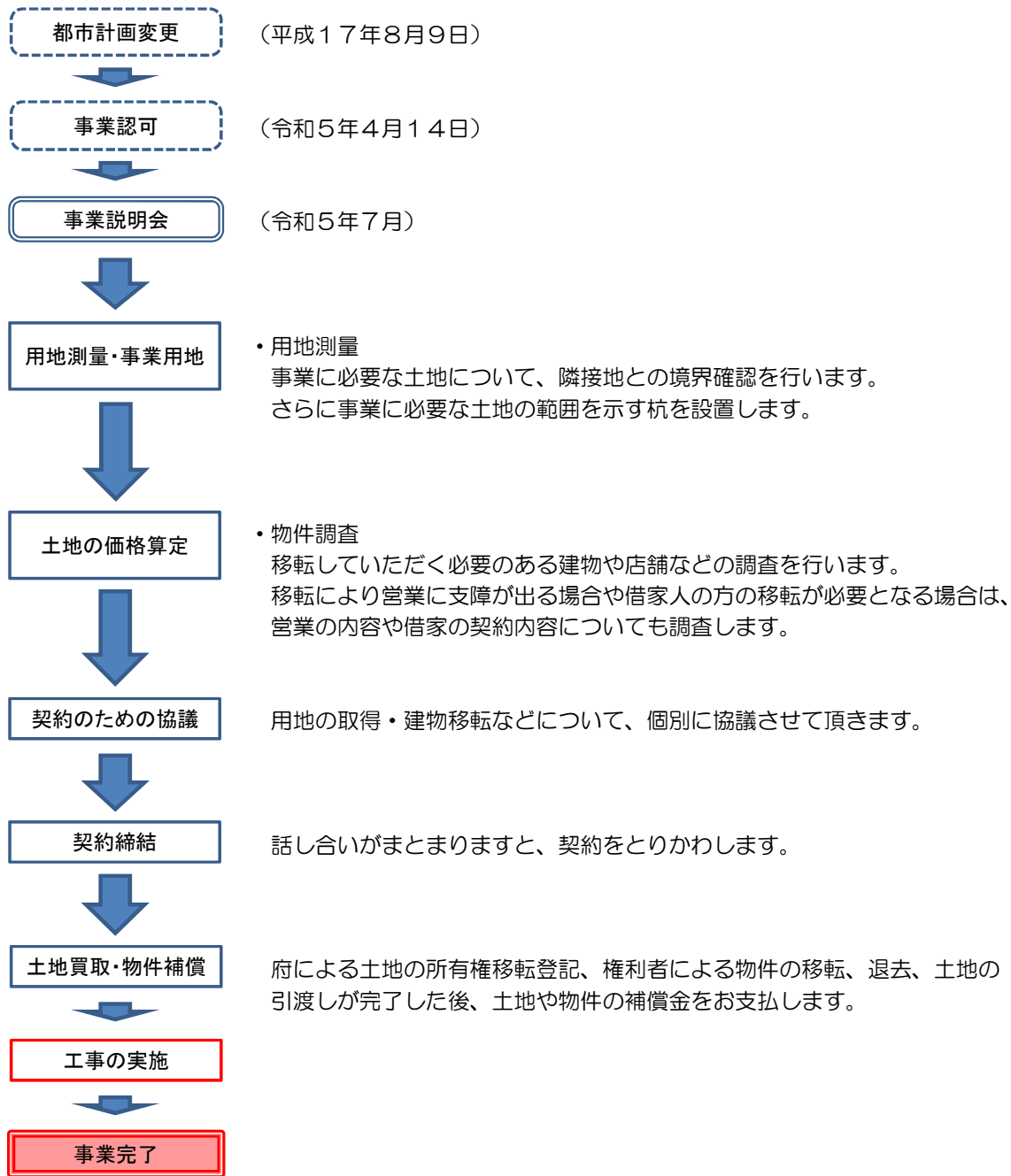
計画



○ 事業認可（制限・制度等）

- **建築等の制限**（都市計画法第65条）
事業地内において、事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更や建築物の建築等には許可が必要です。
- **土地建物等の先買い**（都市計画法第67条）
事業地内において、土地建物等を有償で譲り渡そうとする場合は事前に大阪府へ届け出が必要です。
※届け出なく売買を行った場合などは、50万円以下の過料があります。（都市計画法第95条）
- **土地の買取請求**（都市計画法第68条）
事業地内の土地では、大阪府に対して当該土地を時価で買い取る請求ができます。
- **土地等の収用**（都市計画法第70条）
土地収用法に基づく収用権が付与されます。

○ 今後の作業の流れ



問合せ先

大阪府枚方土木事務所

【事業に関すること】 建設課 門真工区 TEL：072-820-0851

【用地に関すること】 建設課 用地グループ TEL：072-844-1331